

(参考)情報提供規制の全体像

	中央集権型暗号資産		非中央集権型暗号資産
	発行者が資金調達を行う場合	発行者による資金調達を伴わない場合	
情報提供の内容	<ul style="list-style-type: none"> 暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術、付随する権利義務、内在するリスク等 中央集権的管理者に関する情報(当該者の情報、調達資金の使途に関する情報、対象プロジェクトに関する情報、暗号資産の保有状況等) 		
情報提供規制の対象者	<p>【発行者】情報の作成・提供(公表)義務 【交換業者】発行者が作成する情報の提供義務</p>		【交換業者】情報の作成・提供(公表)義務
規制対象となる行為	発行者による暗号資産の販売を通じた資金調達※		交換業者による暗号資産の取扱い (販売所・取引所の運営等)
	<p>私募・私売出し相当の場合(少人数・プロ向け勧誘)</p>		
情報提供の方法・タイミング	<ul style="list-style-type: none"> 発行者・交換業者のウェブサイト等で公表 交換業者による勧誘前の情報提供 		<ul style="list-style-type: none"> 交換業者のウェブサイト等で公表 交換業者による勧誘前の情報提供
継続情報提供	頻度	<ul style="list-style-type: none"> 法定の適時情報提供 法定の定期情報提供(年1回) 	
	解除・免除	<ul style="list-style-type: none"> 分権化による解除(発行者) 国内全交換業者の取扱廃止による免除(発行者) 交換業者の取扱廃止による免除(交換業者) 	
情報の正確性・客観性の確保等	<ul style="list-style-type: none"> 虚偽記載や不提供への罰則・民事責任・課徴金 発行者の情報提供義務違反があった場合の国内全交換業者での取扱停止 交換業者及び自主規制機関によるチェック機能強化 		
『募集・売出し時』の利用者保護	<ul style="list-style-type: none"> 株式投資型CFと同様の利用者の投資上限の設定 交換業者による発行者との利益相反の防止、利用者への利害関係の説明 『上場』前後の特定の者に対する有利発行の原則禁止、内部者の売買について一定期間のロックアップ(売却禁止) 		—

※ 無償での付与や、マイニングやステーキング等の報酬としてのトークンの自動付与については、発行者による資金調達ではないため、情報提供規制の対象外

(参考)業規制の適用に関する方向性

			現行	方向性
無登録業者等の対応	罰則	無登録業	3年以下の拘禁刑	5年以下の拘禁刑
		無登録勧誘	×	1年以下の拘禁刑
	裁判所の差止命令 (証券監視委の申立て)		×	○
	投資運用業規制		×	○
	投資助言業規制		×	○
	支払手段としての 利用者被害の未然防止		×	○ (アンホステッド・ウォレット等に暗号資産を移転する場合の警告、一定の熟慮期間の設定等)
	資本金規制		1千万円	5千万円
	自己資本比率規制		×	○
	兼業規制		×	○ (付随業務以外は、事前届出)
	禁止行為の一部 (損失補填の禁止、無断売買の禁止等)		自主規制	法定化
暗号資産交換業者	行為規制の柔構造化 (プロ向けの説明義務緩和等)		×	○
	顧客資産管理	○(コールドウォレット等)	◎(左記の他、サプライチェーン全体のセキュリティ対策を強化)	◎
	業務管理体制の整備	○	(より一層の体制整備<取扱暗号資産の審査、顧客適合性、売買審査等>)	○
	責任準備金(流出対策)	×	○	○
	マネロン対策	トラベルルール※等	トラベルルール等(維持)	○
	外務員制度	×		
	認定協会	日本暗号資産等取引業協会	日本暗号資産等取引業協会 (大幅な体制強化)	

第一種金融商品取引業
に相当する規制を課す



(注)暗号資産交換業者以外の金融商品取引業者が暗号資産交換業を行おうとする場合には、変更登録を必要とする。

※ 顧客の依頼を受けて他の暗号資産交換業者が管理するウォレットに暗号資産を移転する際、当該暗号資産交換業者に対して送付人と受取人の情報を通知する義務 - 2 -

(参考)暗号資産のインサイダー取引規制の全体像

全体像

- ①「対象暗号資産」について、②「重要事実」に接近できる③特別の立場にある者(インサイダー)が、当該事実の④「公表」前に、⑤取引の場に対する利用者の信頼を損なうような売買等を行うことを禁止

1 対象 暗号資産

- 国内の暗号資産交換業者において取り扱われる暗号資産 及び 取扱申請がされた暗号資産
- 取引所での取引か否かは問わない(DEXでの取引や利用者間の直接取引を含む)

2

- 「重要事実」に当たることが明確なものを個別列挙した上で、バスケット条項で補完

重要 事実

【1】中央集権型暗号資産の 発行者の業務等に関する重要事実

(例)

- 発行者の破産
- 重大なセキュリティリスクの発覚 等

【2】暗号資産交換業者における暗号資産 の取扱い等に関する重要事実

(例)

- 新規取扱い・取扱廃止
- 取扱い暗号資産の流出 等

【3】大口取引に関する重要事実

- 暗号資産の価格等に著しい影響を与える取引の決定又はその中止の決定(例えば、発行済暗号資産の20%以上の売買等)

3 規制 対象者

中央集権型暗号資産の発行者の関係者
(株主、行政当局、契約締結者等を含む)

暗号資産交換業者の関係者
(株主、行政当局、契約締結者等を含む)

大口取引を行う者の関係者
(株主、行政当局、契約締結者等を含む)

4 公表

- 暗号資産交換業者や自主規制機関のウェブサイトを用いた公表等に限定
- SNSでの情報発信は公表措置とみなさない※

5 禁止行為 ・ 適用除外

- 未公表の重要事実を知って、「売買等」(売買・交換・現物出資等)を行うことを禁止
- 暗号資産の新規発行とそれに対応する原始取得も禁止
- (上場有価証券等に係る適用除外事項に加え)「重要事実を知らなくとも取引したことを行為者が立証した場合」は適用除外

※ SNSでの情報発信を公表措置とみなすことには、SNSには様々な種類があって利用者の周知性が低いことや、発信された情報の削除・改変が容易であること、発信主体・発信内容の真実性が確保されていないこと等の課題がある

(参考)DEX等への対応

- 現状のDEXについては、そのプロトコルの開発・設置は、自らは顧客への勧誘を行わず、開発後はプロトコルでサービスが提供されて人為的要素が少ない等の特徴がある。また、欧米においては、一定のDEXについて規制の対象外との整理がなされている。他方、DEXには、プロトコルの不備等により利用者が不測の損害を被るリスクがある他、マネー・ローンダーリングに利用されるリスクも存在している。
- こうした点を踏まえ、現状ではDEXについて明確な規制の手法が確立されていないものの、現在の暗号資産交換業者に対する規制とは異なる、**技術的性質に合わせた過不足のない規制のあり方**について、今後、各國の規制やその運用動向も注視しながら、**継続して検討を行うことが適当**である。
- また、DEXに接続するアプリ等のユーザ・インターフェース(UI)を国内居住者向けに提供する者に対しては、接続先に係るリスクについての説明義務や犯収法上の本人確認義務を含むAML/CFT対策等といった、**リスクに応じた過不足のない規制を課すことを念頭**に、各國の規制動向を注視しながら、まずはそのような**UIを提供するサービスの実態把握**を深めていく必要がある。
- なお、DEXプロトコルやDEXに接続するUIを通じた取引におけるAML/CFT対策のあり方は、必ずしも特定の国で完結するとは限らないことを踏まえ、国際的な議論を行っていくことが考えられる。
- 足下の対応としては、**DEXや日本で登録を受けていない業者での取引を行う場合には、利用者に不測の損害を被るリスクがあることを、行政や暗号資産交換業者等において十分に周知すべき**である。